

孔祥吉・村田雄二郎著 『清末中国と日本——宮廷・変法・革命』

八百谷 晃 義

名古屋大学東洋史研究報告 三六号 二〇一二年三月発行

二十世紀の前半期は、はなはだ不幸な形ではあったが、中国と日本がこれまでにないほど密接な関係を結ぶようになった時期であった。勃興する中国のナショナリズムを真剣に理解しようとしなかった帝国日本は、泥沼の侵略戦争から抜け出せず、中国は無論のことほかの周辺諸国にも大きな惨禍をもたらしたあげく、ついには自らの滅亡をもって大国の夢からさめたのであった。中国文学研究会の同人で、召集されて中国戦線にあった武田泰淳は、一九四〇年に発表された文章で、以下のように述べている。

現在では、支那人を書くということは恐らく世界の各民族にとって一つの課題となっているのではないでしようか。ある国が支那人を書くということはその国の文化的

表情を示すことになります。その国の知性の成長を示すことになります。支那人を書くということはそれ故決定的な力を持った事なのです。¹

国際社会において中国が大国としての地位を確固たるものにしつつある今日、同じく東アジアに位置する日本にとって、この泰淳の発言はなお重い意味を持つであろう。ただし専門家に限らずひろく社会一般まで含めて見てみると、今日の日本で中国が話題にのぼる場合、一方に鑑真渡日や魯迅と藤野先生といった「佳話」式の友好一辺倒があり、一方に一部メディアに代表される偏見と侮蔑に満ちた罵倒、すくなくとも冷淡一辺倒があつて、輿論における真摯な中国理解を望むことは難しい状況にある。このような状況をもたらした原因は、

近代以来日本が肥え太らせてきた対中国蔑視の感情など様々であろうが、近現代、および同時代の中国の歴史や文化に対して日本人一般に存在する無感覚、三国志の英雄や杜甫、李白の詩に対する親しみと対比した時により鮮明となる無感覚が、その大きなものであるに違いない。社会がこのような無感覚の状態を脱し、中国を知ろうと思うようになるには、様々な条件が必要だろう。ただ今日でも、中国を知ろうとする人々による需要にこたえるため、憶測や予断などではなく、確たる史料に基づいた研究を積みかさねていくことが、日本の中国研究者に求められていることは間違いないだろう。このような時にあつて、つねに地道な史料発掘を基礎として近代日中関係史の研究に新しい風を吹き込んできた孔祥吉・村田雄二郎の両氏による論文集、『清末中国と日本——宮廷・変法・革命』（以下、本書と略称）が出版されたことは、まことに時宜を得たものといわねばならない。

まずは本書の構成を示しておこう。

序（孔）

第一章 日本の外交文書から見た翁同龢罷免の真相（孔・村田）

第二章 『翁同龢日記』改削史実（孔・村田）

第三章 戊戌新政期における光緒帝の対日政策（孔・村田）

第四章 清末の外交家伍廷芳と日本の関係（孔）

第五章 義和団時期の張之洞の帝王志向

——『宇都宮太郎日記』を手がかりとして（孔）

補論

「義和団時期の張之洞の帝王志向」への批判に答えて（孔）

第六章 戊戌前後における孫中山と劉学詢の関係について（孔）

第七章 章炳麟と支那亡国記念会（孔・村田）

第八章 陳天華の思想と行動に関する若干の考察（孔・村田）

第九章 康有為と孔子紀年（村田）

第十章 康有為と「東学」

——『日本書目志』をめぐる（村田）

第十一章 白雲觀高道士と清朝宮廷（孔・村田）

第十二章 清末の言論自由と新聞

——天津『国聞報』の場合（村田）

あとがき（村田）

() で示したのは各章の執筆者。

目次を見てわかるように、本書は序論や結論などを附しておらず、全書を通してあるひとつの問題を追及したものである。そのため書評のスタイルとしては破格となるが、以下では各章ごとにその内容をまとめ、その都度評者の考えを記していきたい。

第一章では、光緒帝の側近であつた翁同龢に対し、光緒二十四（一八九八）年四月二十七日に開缺回籍（免職のうえ原籍に帰らせること）を命ずる上諭が下された事件について、日本の外務省文書を用いてその原因が探られる。いわゆる「百日維新」の開始（光緒二十四年四月二十三日）直後に起こつたこの翁同龢の開缺事件については、従来からその原因について様々な説が行われ、慈禧太后（西太后）の陰謀とするものと、光緒帝自身の判断によるものとする二説が有力である。本章が立論の根拠とするのは、外務省外交史料館に所蔵される、北京の日本公使館から本国にあてられた報告で、この文書には当時の駐北京公使矢野文雄が総理衙門大臣張蔭桓に翁同龢開缺の理由を尋ねたところ、来華したドイツのハインリヒ親王が光緒帝に謁見する際の儀礼について、光緒帝と翁同

龢の間に大きな意見の対立が生じ、「是等モ重モナル免黜ノ口実ト為」つたとの回答を得た、と記されている（本書一〇頁。以下、頁数のみ記す）。本章ではこれにより、開缺は謁見儀礼に関する意見対立を直接の導火線とするもので、しかもそれは光緒帝の意志によってなされた結論する。

本章の初出論文発表（二〇〇三年）の後に、翁同龢開缺の原因を論じ、本章と同じく開缺は光緒帝の意志によるものとの見解を示しているのは、楊天石と宮古文尋である。ただし本章と宮古氏はハインリヒ親王の謁見儀礼を主要な原因とするのに対し、楊氏は謁見儀礼の問題と並んで、変法政策の推進をめぐつて拙速な光緒帝と慎重な翁同龢の間に意見対立が生じていたことを指摘し、翁氏開缺の原因をよりひろく、変法推進のあり方をめぐつて存在した光緒帝と翁同龢の齟齬に求めており、さらに慈禧太后も自らの思惑から開缺に同意したとしている。確かに、矢野公使へ上述の説明を行った張蔭桓は、本文でも触れられているように謁見問題において翁同龢と対立する立場にあつたその人なのであり、その張氏による説明は、謁見問題についての対立を、有意無意に誇張するものになつていた可能性もあるだろう。したがって張蔭桓の発言のみによつてこの問題を扱うのは危険ではないだろう

か。評者は、謁見儀礼問題が開缺の直接のきっかけになったとしつつも、原因自体はひろく光緒帝と翁同龢の路線対立に求めようとする、楊天石の説がより安定していると考える。

これに対して開缺を慈禧太后の意志によるものとしているのは茅海建である。茅海建は光緒帝に大官への人事権がなかったとし、やはり慈禧太后が翁同龢開缺を主導したと見る。ただしこの決定はよく言われているような新政破壊の陰謀ではなく、翁同龢の影響力拡大を防止するための人事調整だったとする。慈禧太后はこの段階においてまだ変法を支持しており、後に政変をもって阻止せねばならぬような政策が展開されるとは、予測できなかったはずだからである。³ しかしここで茅海建が文武一品、滿漢侍郎、各省の將軍、都統、總督、巡撫、提督の任命権が慈禧太后に属するのを証明するためにあげた史料（開缺当日に下された別の上諭）も、はたして任命権の所在を「明確に説明」しているかは疑問が残るし、光緒帝が人事権は慈禧太后に握られていると語ったというのも、政変直後に亡命中の康有為へ外国記者が行ったインタビュー記事⁴に出るもので、これがそのまま真実であるかは保証の限りでない。

翁同龢開缺が誰の意志によるものか、という問題は、現時

点で確証となる史料が発見されていないのだから、誰もが納得する解答を示すことは難しいのだろう。そこで本章をはじめとする各論考で確認できることを整理すれば、光緒帝と翁同龢の間で、変法政策の推進について意見対立が生じており、それは相当に深刻なものであったということ、次にたとえ光緒帝の意志で開缺の決定がなされたとしても、それは慈禧太后の意向にも沿うものだった、すくなくとも太后の利益に反するものではなかったこと、最後にたとえ開缺が慈禧太后の意志によるものだったとしても、それが変法政策を破壊するためになされた陰謀とする説は成立しえないこと、の三点となる。翁同龢開缺事件については、新たな史料の発見がない限り、とりあえず以上の三点をふまえてその意義なり影響なりを考察していくべきだろう。

なお本章でも重要な役回りを演じている張蔭桓が変法運動期に大きなはたらきをしたことは間違いなく、翁同龢ではなく張蔭桓こそが光緒帝へ康有為を推薦するのに決定的な役割をはたしたとの見解を示す論考もあるほどである。⁵ しかし政変後に康有為が意識的に張蔭桓との関係を隠蔽しようとしていたこともあり、張氏が具体的にどのような活動をしていたのか、ということはよくわかっていない。変法運動につい

ては、康有為や学会の活動など政権外部の動きについて活発な研究がおこなわれているが、史料的な問題もあって政権中枢の動きについては研究が手薄な感があり、光緒帝、翁同龢、張蔭桓などの行動や相互の関係について、さらに議論を進めていくことが求められている。

周知のように翁同龢には前後五十年近くにわたって書き続けられた日記があり、中国近代史を研究するには必備の史料となっている。第二章はこの翁氏の日記の手稿原本を用いて、出版された日記との対照研究を行ったものである。

翁同龢の『翁文恭公日記』（以下、『翁日記』と略称）には、本章でも述べられる通り、一九二五年に商務印書館によって手稿本が影印出版されて以来、一九八九年から一九九八年にかけて六分冊の点校本（書名は『翁同龢日記』）が中華書局から出版されるまで、すべて商務印書館影印本を底本として、数種のテキストが出版されている。『翁日記』は翁同龢自身による改削の事実が早くから指摘されながらも、改削の内容そのものはこれまで知られてこなかった。現在最もよく利用されている中華書局点校本については、最近商務印書館影印本を用いた校勘の成果が発表されているが、これも手稿原本を参照したものではない。したがって、翁同龢の後嗣である

翁万戈氏所蔵の原本を用いて改削の具体的内容を明らかにした本章の意味は、すこぶる大きいと言わなければならない。

本章の成果によれば、『翁日記』に加えられた改削は、大きく分けてふたつの種類が存在する。まずひとつ目は、むろん翁同龢自身による改削である。これは光緒二十一年から二十四年の日記に集中して現れ、これまでも指摘されてきた通り、翁同龢が变法派との関係を隠蔽するためになされたものである。このうち特に重要と思われるのは、(二)の光緒二十三年十一月十八日の条で、翁同龢はこの日の日記を書き換えることにより、この時北京を離れようとしていた康有為を引き留めた事実を隠蔽しているらしいことである(二五―二六頁)。翁同龢による引き留め工作は、康有為の『我史(康南海自編年譜)』に記載されているが、この改削は康有為の記述が事実であると裏付けることになろう。光緒二十三年末の段階で翁同龢が康有為へ北京にとどまることを強く求めたということは、先ほど述べた誰が康有為を政権中枢に接近させたのかという問題など、当時の政権中枢における動きを考察する際に重要な意味を持つだろう。

ふたつ目は、翁同龢ではなく、商務印書館が手稿を影印する際に刊行者によってなされた改削である。この改削は、張

元済と翁同龢の四世孫翁克齋によりなされたもので、この事実はこれまでほとんど知られていなかった。この刊行者による改削は、大きく三つのタイプに分けられる。まずは関係者の直接の子孫が在世中のため憚つたもの、次にはなほだしく保守的な表現など、翁同龢のイメージを損ないかねない部分を削除したもの、最後に、これは実際のところ改削とは言えないものだが、日記の正文ではなく、余白などに書き込まれた文章を影印の対象から除いたもの、である。第二のタイプによる改削では、翁同龢という人物の行動の根底にある思想や感性を知るうえで重要な記述が削除されており、この点がもとの記述まで含めて具体的に明らかにされたことは、本章の大きな貢献である。

なお本章の中国語版では、たとえば張華奎（三〇頁）について、この時（光緒九年六月二十三日）李鴻章の丁憂からの復帰により署理直隸總督からもとの兩広總督に帰任するところだった張樹声の息子であること、また翁同龢がこのような記述をしたことに対する分析が示されるなどの増補がなされている⁷。また手稿原本と公刊本の対照研究には、他に謝俊美による論考もあり、本章でとりあげていない異同にも触れられているので、あわせて参照する必要がある⁸。

第三章は戊戌の年における光緒帝の対日本政策を論じ、康有為の上書や『日本変政考』の影響を受けた光緒帝が、日本と連合し、そのうえで新政を行おうと考えていたことが、日本の外務省文書を用いて証明される。本章で光緒帝の対日連合構想を証明するためにあげられているポイントは三点である。ひとつ目は当時における最高の知日家であり、かつ変法派の黄遵憲を、駐外公使任命の上諭は軍機大臣が起草するという慣例に反して親筆の硃諭でもって駐日公使に抜擢したこと、ふたつ目は親露派と見られていた李鴻章を総理衙門大臣の任から解いたこと、最後は、駐北京臨時代理公使林權助より外務大臣大隈重信にあてた書簡と報告により明らかとなった、光緒帝の密命を帯びた総理衙門大臣張蔭桓と軍機大臣王文韶が日本公使館を訪問した事実である。

このうち、本章において最も重要な意味を持つのは最後の林權助の書簡である。この光緒二十四年七月二十六日（一八九八年九月十一日）に書かれた書簡では、張蔭桓と王文韶が光緒二十四年七月二十日に公使館を訪れ、明治天皇に「頭等第一ノ勲章」を贈りたいこと、新任公使の黄遵憲を「頭等全權大使」に昇格させたいことを光緒帝の意向として伝え、また今回日本に奉呈される国書は以前のものと比べ格段に親

密の度を増したものと報告されている（五九頁）。光緒帝が駐日公使を大使に格上げしたいという意図を持っていたことは、政変直後に張蔭桓が語っているが、この林権助の書簡が発見されたことで、張氏の発言が裏付けられたことになる。

本章でも述べられているように、政権中枢、特に皇帝の考え方を直接明らかにするような「確実に信頼できる史料」（四五頁）は少なく、本章のように外国史料も含めた様々な史料を駆使しながらその輪郭を描いていく手法は、ひとつのモデルとなるものだろう。

またここで言及されている黄遵憲が日本に携えていくはずだった国書だが、茅海建によれば、これは総理衙門が国書を起草するという慣例に反して光緒帝自らが起草したもので、七月二十二日に軍機処に下されたものだという。とすれば、この国書は正式に軍機処へ下される前に、すでに張蔭桓と王文韶に、『驛舎探幽録』にある張蔭桓の発言が正しければ、ずは張氏のみを示されていたことになる。さらにこの事実は、光緒帝の「親擬」という形をとることによって、なにかが作成した原稿を、総理衙門による起草という通常の手続きを無視して国書として採用させようとした可能性さえ推測させるのである。むやみに想像をたくましくするのは慎むべき

だが、少なくとも二十日以前に国書が内密に張蔭桓へ示されていたという事実は、戊戌変法を研究するものにとり閃爍してつかみどころなき張蔭桓という人物を、とらえるための手がかりのひとつになるかもしれない。

第四章では、清末民初の外交家であり、また中国における近代法制整備にもかかわった伍廷芳について、これまで注目されてこなかった彼と日本との関係が、外務省文書を用いて明らかにされる。

本章によれば、伍廷芳と日本側官吏との個人的接触は、光緒二十一年の日清戦争第一次講和交渉の時に始まる。この時、清朝側代表である張蔭桓、邵友濂の随員として来日していた伍廷芳は、当時の内閣総理大臣伊藤博文と数次にわたって非公式に会談を行い、清朝側の講和代表として李鴻章、または恭親王の派遣を希望するなどの日本側意向を伝えられている。ここでは、伊藤が正式代表の張蔭桓、邵友濂を差し置いて書記官に過ぎない伍廷芳と会談を行ったのは破格のことであり、なんらかの日本側の意図が隠されていることが指摘されている。

この後も伍廷芳と日本人外交官との個人的接触は続き、本章では下関条約調印後の天津駐在領事荒川巴次および北京

の林董公使との接触、光緒三十年、翌三十一年の三度にわたる内田康哉公使との秘密会談が、それぞれ日本側文書を用いて紹介されている。これらの接触において、伍廷芳は日本側の働きかけによって李鴻章の地位保全や自らの昇進を実現しようとしたり、また戊戌政変以降の光緒帝の地位が危険な状態にあること、清朝中枢の内部情報など、「国家機密」に類する情報を日本に伝えたりしている。この後、伍廷芳は光緒三十三年にアメリカ・メキシコ・ペルー・キューバ駐在公使に転じ、日本の駐華外交官と直接の接触を持つ機会を失うことになる。

本章では最後に、伍廷芳の歴史的評価についての総括が行われている。伍廷芳は最終的に革命陣営に身を投じたため、その死後、孫文によりきわめて肯定的な評価をされ、それが今日の学界評価にも影響しているが、本章は、外務省文書により明らかになった点も含めて、客観的な評価を行わなければならない、としている。本章が特に指摘しているのは、伍廷芳が重要な情報を提供してまで日本への接近を図ったのは、東アジアでいち早く西洋式の政治制度を実現した日本と緊密な関係を結ぶことで、日本が清朝の改革を指導するよう願ったためだということ、日清戦争後に日本の外交官と接触

したのは、おそらく日本の圧力を利用して政権内主戦派を抑え込もうとする、李鴻章の意をうけたものだったということ、また日本側の圧力により自らの昇進を図ろうとしたのは、「朝廷内に後ろ盾がなく、外国人の助けを求めるしかなかった」（八二頁）からだということの三点である。

評者が特に興味深く思ったのは、政権内に後ろ盾のない伍廷芳が昇進していくには、外国の圧力に頼らなければならなかった、という点である。本章の第一節で「封建王朝内の西洋式弁護士」（六八頁）と形容されているように、伍廷芳は中国で最も早期に系統的な西洋式教育を受けた人物で、一八七六（光緒二）年には留学先のロンドンにおいて弁護士資格を取得、「特に商法、刑法、中外法例、国際法において名が知られていた」（六八頁）というから、当時の清朝が直面した外国との交渉や行政改革において、まさに必要不可欠な一級の「西学」人材であったといえよう。一方、当時において正統な立身出世コースであった科擧の資格の面では、伍廷芳は生員でさえなかったようで、そのような彼が科擧の廃止以前にすでに公使級のポストについていたことは、自身の有能さと清末の特殊な条件があつてのこととはいえ、正統派の士大夫からはよく思われなかったはずである。伍廷芳と同

じく西洋式の教育を受け、科挙の資格を有さぬまま外交官として活躍していた馬建忠は、光緒初年に李鴻章が主導した対朝鮮政策が清議から攻撃された際、その矢面に立たねばならなかった。しかもその攻撃の多くは馬氏の出身をあげつらうこととなされたのである。^①

科挙とはその人の道徳的能力を文章によって測る官僚資格試験であり、道徳と政治との一致を前提とする伝統中国においては、この道徳的能力こそがそのまま政治的能力である。清朝が近代化という課題に直面するようになると、道徳と政治との一致という理念は動揺せざるをえなくなるだろうが、とりわけ外交などヨーロッパの近代国家と直接に交渉を持つ分野においては、専門知識を有する人物を登用することが不可欠となる。しかしこのような専門知識は、儒教的教養に基づく科挙のための知識とは別の体系に属しているのであり、実務に携わらねばならないポストについては、たとえ科挙の資格がなくとも実務能力のある人材を用いざるをえなくなるだろう。だが伍廷芳や馬建忠といった、正途をすてて洋務に就いた人間は、正統的な価値観からすればいかにもいかがわしい、魯迅の表現を借りれば「行き場所のなくなった人間がついに魂を毛唐に売り渡したもの」(『呐喊』自序)であった。

しかしこの正統的価値観からすれば「行き場所のなくなった」結果としか言いようのない経歴を持つ人物こそ、当時の清朝にとって不可欠の人材だったのである。つまり政権を支える理念と、実際に必要な政治的能力との間にずれが生じているのであり、この溝を埋めていくこと、当時の現実においては理念のほうに変通を加えることが、大きな課題となったのである。

また伍廷芳が、政権中枢の「内部機密」(八一頁)ともいえる情報を日本側に漏らしていたという事実についてだが、これは必ずしも「不純な感情」(八八頁)からというわけではなく、彼が「これらの情報の価値を十分に理解していなかった」(八九頁)のだとすればどうだろう。「国家機密」という概念が成立するのは、その漏洩が自らの所属する「国家」に損害をもたらすことだという考えが前提となつてはじめて可能となるはずで、国民国家の形成という課題がまだ端緒に就いたばかりの当時にあつては、外交に携わる官僚といえども、明確な国家機密の概念を有していなかった、ということになるのではないか。

孔祥吉の執筆に係る第五章は、本書のうち最も論争的な部分であろう。本章では、日本の参謀本部が長江流域に派遣し、

湖広総督張之洞とも接触を持った宇都宮太郎の日記などの史料に基づき、義和団運動期の張之洞に清朝から独立して皇帝になろうとする野心があったことが論じられている。

本章で最も重要な論拠となっているのは、上述の宇都宮太郎の日記で、その明治三十三（一九〇〇）年六月二十八日の条に、宇都宮が東京で湖北省留学生監督官錢恂より「天子蒙塵（多聞長安に）することもあらば清国は無政府と為るべく、其際には南部二、三の総督は連合して南京に一政府を立つるの止むを得ざるに至らん」と告げられたこと、また翌七月六日に同じく錢恂から、「張之洞より新政府設立の場合あるやも知れず、目下兵力を厚ふし置くことは何よりの急務に付き」と、武器購入の打診を受けたことがそれぞれ記されている（九四―九六頁）。さらに外務省文書と中国社会科学院近代史研究所蔵の張之洞檔案を用い、張之洞の長男張権を主とする軍事視察団を「朝廷に背いて」（二〇四頁）「極秘に」（一〇六頁）日本へ派遣し、武器購入と日本との連絡にあたらせたこと、陳三立の梁鼎芬あて密札を用い、彼ら幕僚が謀略を巡らせていたこと、また張之洞が義和団事件の情勢が落ち着くまで唐才常の自立軍に対して不即不離の態度をとり、場合によっては「唐才常の武力を自己の政治的夢を達成する

道具に変えることができる」（一一三頁）と考えていたことが指摘されている。上述の諸点を論拠とし、本章は張之洞が皇帝になろうという野心を持っていたと断定する。

この孔祥吉の主張に対しては、本章のもととなった論文が発表されたのち、李細珠により詳細な批判が発表され、さらに孔氏による反批判が行われている^⑤。李細珠の批判は多岐にわたっており、これに対する孔祥吉の反論は、李氏の批判のすべてに答えたものではないのだが、少なくとも反論を行っている点について言えば、李氏の主張と真つ向から対立するものである。本書評ではそのいちいちに触れることはできないが、そのうちの一点、宇都宮太郎の日記にある「政府を立つる」「新政府」の「政府」が指すところはいったい何かという問題が、やはりもつとも重要であろう。李細珠は、当時の用法では「政府」と「朝廷」は同義でなく、ここでの「政府」は軍機処の意で、張之洞の意図は守旧派を排除して事態を收拾しようよう軍機処を再編することにある、という。これに対しても孔祥吉は反批判を行っているのだが、そもそもこの「政府」は日本語で記された宇都宮の日記にある語で、錢恂がこのままの言葉を用いて語っていたかどうかもわからない。いまとりあえず孔祥吉の言うように「政府」を「政權」

ととらえるとしても、ここでの記述をそのまま清朝に代わる、あるいは清朝から独立した政権の樹立、と理解してよいものだろうか。たとえそのような意図がなくとも、北京がきわめて混乱した状況にある中、南方の督撫が臨時に、というのは中央政権の恢復を前提として、中央のコントロールをうけずに情勢維持にあたるのは当然のことだし、事実それは東南互保として実現している。ここでの宇都宮の記述をそのように読むこともまた可能なのであって、その他の論点も張之洞の「皇帝夢」説を排他的に支持しているとは言い難い以上、やはり本章の所論は武断に過ぎる、と評者には思われるのである。

第六章でとりあげられている劉学詢という人物は、必ずしも有名ではないだろう。劉学詢は光緒丙戌（十二年）科の三甲で、郷里の広東省に帰って紳士となり、孫文と関係を持つようになった人物である。本章では、孫文らの乙未（光緒二十一年）起義と劉学詢の関係、また後の光緒二十五年に「聯倭殺康（有為）」の計画を帯びて赴日した際の劉学詢の活動が、外務省文書など日本側史料を用いて論じられている。劉学詢は在日中、日本に亡命していた孫文と数度にわたって接触を持ち、これが彼の帰国後に大問題となるが、慈禧太后は劉氏

を湖北の張之洞のもとへ送り出すことによって、うやむやにってしまったという。

本章で詳しく明らかにされた劉学詢の日本での活動は興味深い。ただ本章は一貫して劉学詢を「あくやく負面人物」として描いているが、彼の歴史的役割はそれほど単純でなかった可能性がある。劉学詢は民国二十年になって、国民党党史料編纂委員会が派遣した陳肇琪のインタビューを受け、その結果が『総理史実訪問記』としてまとめられている。これを検討した苑書義によれば、この時劉学詢と孫文は「政治改革」、「種族革命」および中国の「自強」問題について討議したと言い、劉氏は「種族革命」には反対したものの、「政治改革」には賛成したという。また慈禧太后が孫文と密会した劉学詢を深くとがめなかったのも、この時康有為らの駆逐に躍起になっていた彼女ははまだ政治勢力として微弱な孫文をさほど脅威に感じておらず、むしろ孫文を利用して康有為一派を抑えようという、劉氏と同様の考えを有していたからだという。また、光緒二十六年に孫文を両広総督李鴻章に仲介したのも、劉学詢であった。^② もちろんこれは民国成立後の、しかも劉学詢自身による回想であって、これらをそのまま事実ということは難しいだろう。しかし辛亥革命前は清朝側の立場から離

れなかった劉学詢が、「叛徒」孫文との関係を維持し続けたという以上には、劉氏の「ペテン」(一六一頁)氣質と補論でも少し触れられている張之洞と呉禄貞との関係もそうだが、孫文と劉学詢の関係も、革命派、立憲派、保守派などと単純に色分けすることを許さない、当時における複雑な人間関係を映すひとつの鏡なのかもしれない。

第七章では、明治三十五(光緒二十八、一九〇二)年に章炳麟が發起人となり、東京の上野精養軒で開催が計画された支那亡国二百四十二年紀念会について、従来依拠されることの多かつた馮自由『革命逸史』等の記述を、外務省外交史料館所蔵の『支那亡国二百四十二年紀念会啓』と関連の文書により校訂する。

『会啓』の実物により訂正された史実とは、まず『会啓』に署名する發起人の名前に異同があること、馮自由が記している開催予定日の光緒二十八年三月十九日は誤りで、正しくは三月二十日であること、また『会啓』本文も馮自由が引用しているものと比べかなり異同があり、特に『会啓』には馮著にない「会約」が記されていること、最後に日本政府が支那亡国紀念会開催を阻止した経緯につき、馮自由は駐日公使

蔡鈞が直接外務省に赴いて禁止を要請したとしているが、恐らく蔡鈞は直接外務省と交渉しておらず、実際は参謀本部謀報員福島安正を通して外務省に働きかけた可能性が高い、ということである。

この外交史料館所蔵の『会啓』については、以前にも楊天石が紹介を行っており、発起人名の異同、日にちの訂正、また本文の異同と会約については、すでに楊氏によって指摘されている⁵⁾。ただし本章では福島安正の報告の発見に加え、発起人名の異同についての詳しい考察、『会啓』全文の引用がなされており、これから支那亡国紀念会について考えようとするものにとり、より参考価値の高いものとなっている。

第八章で考察されているのは、清末留日学生のうち最も有名な人物のうちのひとり、陳天華の思想と行動である。ここでとりあげられているのは、一九〇五(明治三十八)年一月(ほぼ光緒三十年十二月)に陳天華が清朝政府に提出しようとした「要求救亡意見書」と、同年末に文部省が公布した「清国留学生取締規則」に抗議して陳氏が自殺した事件についての新事実である。

陳天華の「要求救亡意見書」は、早くからその存在は知られながらも、長い間その所在が知られていなかった。外務省

外交史料館に所蔵されるこの「意見書」に言及したのは本章がはじめてではないが、本章ではこれの全文を付録として掲載したうえ検討を加え、この時点で陳天華は革命が一朝一夕で成就できるものではないと考え、外国の侵略を防ぐため、「救亡を以て政府に要求する」(一九三頁)という考えを持つに至った、と論じる。

文部省の「留学生取締規則」に対する反対運動、またその渦中における陳天華の自殺について本章が明らかにしているのは、陳天華と楊度との関係である。この「取締規則」反対運動には大きく分けてふたつのグループがあり、一方は留學生会館総幹事楊度を中心とする、「取締規則」の部分的改正を求める穏健派、もう一方には「取締規則」の取り消しを求め、もしこの要求が受け入れられぬなら即時帰国によって抗議すべきだと考える宋教仁らの過激派があった。陳天華は宋教仁ら過激派の運動へ参加することに消極的であったが、後に『朝日新聞』が中国人留學生を「放縱卑劣」等と中傷する記事を掲載したのを機に、「絶命書」を残して大森海岸に投身自殺する。

この陳天華の自殺により、「取締規則」反対運動は「火に油を注ぐかのように」(二〇〇頁)盛り上がり、陳氏の自殺

も留日学生史や革命史のうえに特筆大写されることになる。だが本章によれば、「絶命書」は後にこれを公にし、あえて言えば大いに利用した宋教仁にではなく、楊度あてに書かれたものであった。楊度は清朝の存在を前提として改革を行う立場を堅持した人物で、辛亥革命後は袁世凱の帝政に協力したりもし、ある意味では評判のよくない人物だといえようが、「革命烈士」陳天華がその楊度と密接な関係を持ち、思想的にも梁啓超や楊度と通じるところがあったとの指摘は興味深い。「取締規則」反対運動について言えば、当時同じく日本にいた魯迅も一斉帰国など過激な行動には反対で、そのため過激派の秋瑾から「死刑を宣告」されたとの話もあるくらいで、当時の留學生界の複雑な人間模様をうかがわせるが、本章で明らかにされた陳天華に関する史実も、革命派や保皇派など「蓋棺定論」的な評価から、その人物のその時その時の思想や行動を測ることはできないことを我々に教えている。

なお「要求救亡意見書」は、本章で触れられるように一九八二年版『陳天華集』には収録されていないが、最近出版された補訂本^⑧に増補されひろく利用が可能となったことも、本章(の初出論文)の貢献のひとつである。

第九章は康有為の孔子紀年の問題を取り上げる。中国にお

ける国民国家の形成という課題を前に、康有為が西欧におけるキリスト教をモデルとして提起したのが孔子を教主とする孔教論である。本章では孔教論の歴史的展開を探るための「一つの手がかりとして」(二二二頁)、康有為による孔子紀年の使用が検討される。

本章の内容をまとめれば、以下のようになる。康有為が孔子紀年を初めて用いたのは光緒二十一年創刊の『強学報』であり、これにより張之洞はただちに『強学報』の停刊を命じた。その後、光緒二十二、三年から康有為は自著の中で孔子紀年を盛んに用い始める。光緒二十四年、すなわち百日維新の時期において、孔教を改革のイデオロギー的基盤に据えようとする康有為の熱意はいよいよ高まっていたにもかかわらず、康氏自身は慎重に孔子紀年の使用を自重していた。しかし康有為の弟子などが孔子紀年をむやみに用いたため、これが官界および士大夫世界の反感と攻撃を呼び起こすことになった。康有為が熱心に採用を提唱したこの孔子紀年も、彼の終局的な大同の理想からすれば絶対的なものではなく、最終的には全世界共通の大同紀年の出現が予想されていたという。また、変法運動期以降も康有為は孔子紀年の主張を続けるが、革命派はそれへの対抗から黄帝紀年を使用し、辛亥革命後に黄帝

紀年から民国紀年へ移行したことが述べられている。

本章によって康有為を中心にした孔子紀年関係の史実が整理されたことは、これから孔子紀年の問題を考える際の基礎を提供することになり、大きな貢献といえよう。本章にもあるように、康有為には「文悌の弾劾するような「大清国を度外に置かんとする」意図はさらさらなかったであろう」(二三五頁)が、しかし皇帝や王朝を原理としない孔子紀年の主張は、「国家」の皇帝権力からの独立という趨勢を明らかに示しているのであり、中国における国民国家の建設という点から見れば、進歩的な意味を持っていた。

それでは、なぜ孔子紀年は変法運動期以降、同じく国民国家建設を目指す革命派には受け継がれなかったのか。島田虔次によれば、二十世紀初頭に康有為の主張と激しく対立することになる章炳麟も、当初は「孔子とその家系とを中国の共主としてみとめ」、「二千年来の帝王と称する者たちは、要するに周王朝における斉の桓公、晋の文公、日本における幕府のごときもの」、つまり「客帝」に過ぎないと、康有為の孔子紀年にも通じる考えを持っていたという。しかし章炳麟の革命派としての立場が明確になるにつれ、この考えも捨てられ、章氏は康有為の孔教説と対立することになる。¹⁰ 章炳麟が

孔子の家系を共主と見ることをやめ、革命派が黄帝紀年を用いることになったのは、革命派と保皇派の党派的対立の結果というだけではなく、革命派の描く「国民国家中国」が、もはや孔子紀年によって代表させうるものではなかったからではないだろうか。孔子紀年の誕生と革命派によるその否定は、清末におけるナシヨナリズムの問題とからめて、検討に値する課題だと思う。

第十章は、康有為の『日本書目志』を手掛かりとして、康有為の変法論と「東学」との関係が論じられている。日清戦争以降日本への関心を深めた康有為は、黄遵憲の『日本国志』等の影響を受けながら日本研究を進め、その成果を『日本変政考』、『日本書目志』の二書として結集させる。『日本書目志』は当時康有為が入手した日本書を分類整理し按語を附したもののだが、その図書分類法はもはや伝統的な四部分類にとらわれず、変法のための新たな学問体系を提示していた。康有為は『書目志』に付された按語において、ただ西欧から機器を購入してくるだけの洋務論を批判して、専門知識や科学技術の習得と、それを実現させるための学校教育の整備が必要だと主張する。この主張を支えるのは、ヨーロッパの政治学も実はすべて中国の經典の精義に合致しているという、制度改

革と古典を結びつける彼独特の付会説であった。ではなぜ「東学」を学ぶことが必要なのか。それはもともと中国の影響下にあった日本が西学に淵源する政教の体系を受け入れて富強を達成した以上、中国はその成果を取捨選択して用いることができるからである。

やや恣意的になったかもしれないが、本章の要旨をまとめると以上のようなろう。評者にとつて本章は本書のうち最も示唆に富む部分で、ここにあふれる精彩ある論断を、以上の要約ですべて拾いえたわけではない。ここであえて評者の考えを述べれば、本章で述べられている「専門知識や科学技術の習得による中国の変革へとその主張を一步進め」(二七九頁)たのは、個別の分野においては康有為が最初ではなく、むしろ洋務運動期に活躍したいわゆる「早期改良派」と言われる人々にもみられる主張であったろう。康有為の功績はそれら個別の改革論を総合して經典の義と結びつけることで、変法に聖人の道という価値を与えたことであつたのではないか。陳寅恪の言葉を借りれば、「世務を歴験して西国に鏡を借りて以て神州の旧法を変えんとする者」の改革論だけでは、士論を大きく動かすことはできず、「孔子改制に付会して以て変法を言う」康有為の理論が、西学と体制の溝を埋めるた

めにどうしても必要であった。²⁰ここに実際の政治的経験のほとんどない康有為が、その公羊学の理論によって変法運動のイデオログたりえたカギがあったのではないだろうか。

それから本章で扱われた「東学」が、決して今日的な意味での「日本学」でなかったということは、やはり強調しておくべきかもしれない。近現代において日本へ学ぼうとした中国人たちの「究極の価値関心はヨーロッパの近代文明（西学）に向けられていた」（二八六頁）。その西洋認識に日本を経由したことによる屈折が生じることはあったし、それはそれで大きな研究課題ではあるけれども、その関心が日本そのものに向けられたのは、周作人や錢稻孫など少数のみであった。いささか個人的な感慨にわたるが、これは近代以降の日本人の中国認識とあわせて、両国の関係にとって不幸なことであつたと思わざるをえない。

なお本章で著者の村田氏が見ることのかなわなかったという梁啓超の「訳書局章程」（二六六頁）と『大東合邦新義』序（二九六頁）は、今日ではともに夏曉虹の整理した『飲冰室合集』集外文』に収録されており、簡単に参照することができる。²¹

第十一章では、北京白雲觀の道士高仁峒をとりあげ、当時

宮廷内に出入りしていた高氏が、日本やロシアの諜報員と関係をもち、二十世紀初頭の外交関係の上で一定の役割をはたしていたことが論じられている。

第十二章で論じられているのは、変法運動期に北方において変法派の言論上の陣地となった、天津の『国聞報』と、清末における言論の自由との関係である。『国聞報』は創刊後、たえずロシアの圧力を受け、さらに膠州湾租借をめぐる総理衙門の奏摺を掲載したことで清朝政府からの風当たりも強くなっていった。そこで『国聞報』の敵復と王修植はこれらに対抗するため、光緒二十四年三月、該報の名義を日本人の西村博に譲渡して圧力を避けることになる。西村は『国聞報』の実際の運営には手を出さず、また直隸總督王文韶の庇護もあり、度重なる弾劾を受けながらも『国聞報』は変法派の天津における言論上の基地であり続けることができたというのが、本章の明らかにした史実である。

上述の史実に基づき、当時の新聞発行に現れた言論状況につき本章が指摘しているのは、以下の三点である。まず清朝政府は『国聞報』の報道にたえず警戒の念を抱いていたが、当時は言論統制・管理のための機構が存在せず、実際の取り締まりは地方の官僚に委ねられていたため、末端における恣

意的な執行の余地を完全に排除できない以上、言論統制の実効には限界があったこと、次は外国勢力の介入が当時の言論をめぐる綱引きを複雑にしていることである。最後は、『国聞報』が度重なる弾劾にもかかわらず変法運動期を乗り切ることができたのは、当時においてすでに『国聞報』などの報刊を支える輿論が形成されていたからだが、それはいまだ制度化されたものではなく、これを「可視化し、合理的に表出する制度——民主主義を含む広義の代表システム——をいかに構築するか」(三五二頁)という課題が残された、ということである。

本章でなされた指摘について、評者には異論がなく、特に三点目についてはまったく同感である。ここではただ当時の言論の「自由」について、評者の考えを述べておきたい。本章では厳復など各人物の思想レベルでの「自由」概念を論じているのでなく、社会における言論「自由」の状況を論じている。ただこの際留意しておくべきは近代国家形成の途上にある当時の中国社会において、恣意とは区別された「言論の自由」が、保護すべき原則として確立していたとは言いがたいということである。言論の自由が「国家」あるいは「社会」としてなぜ有益なのか、言論の自由の限界はどこにあるのか

か(第四章や本章の「国家機密漏洩」事件を想起されたい)、といった原則が社会的に確立されていない以上、公共的意義を持つ「自由」と、反公共的な「恣意」を区別することは難しいだろう。加えて、国家が言論および報道の自由を管理・保護していく体制が確立していなければ、発言権も各個人に均しく保障されるわけではない。つまり、ここでの「自由」は常に強者の「恣意」へと転ずる可能性と隣あわせなのであって、民国後に「新派」の影響力がゆるぎないものになれば、彼らは「旧派」を有無をいわず失語状態においこんでしまうということも、現実にはあったのである。本章で述べられているような状況は、少なくとも現象の上では、発信側も忌憚りないかわりに社会・国家からの保護も期待できないという無秩序な状態、あえて言えば言論上の「野蛮の自由」の状態という側面もあつたのであり、自覚的な、かつ制度による保障をとまなう「自由」が一般的な原則として主張され始めるには、まだ時間が必要だつた。本章でのいわゆる「自由」も、このような限定つきで考えねばならない。

最後に本書全体の位置づけについて考えてみたい。本書は近代日中交渉史に関する論考を集めた論文集であり、冒頭で

も述べたように、全体を一貫する問題意識というものを見出しがたい。本書が全体を通して読者に訴えかけているのは、むしろ方法上の問題、すなわち、歴史研究における史料探索の重要さである。むろんこれは歴史研究を志すものにとって常識であるのだが、これを高い水準で実行することは、それほど簡単ではない。特に檔案や手稿などの実物が大量に残され、その整理公開が進みつつある中国近現代史の研究においては、本書が示したような研究のあり方は、我々近現代史を研究する若い研究者にとって、目指すべきひとつのモデルとなるだろう。具体的には、第二章で示されているような、整理して出版された史料を利用する際も、できる限り手稿や檔案などの原史料にあたってその異同を校訂することがまず一点である。

むろん原史料、特に手稿などを実際に利用できる条件が、すべての研究者に備わっているわけではない。しかし外国で中国史研究に従事する我々にとっても、この点が日常的に重要だと思われるのは、最近中国で大量に整理出版されつつある史料集には、それが国家清史編纂委員会文献叢刊等の国家プロジェクトに入っているものでも、杜撰や不備がまま見受けられるからである。これにはたとえば最近の『儲安平集』

に見られるような、おそらく政治的な理由による故意の「不備」も存在するが、単なる杜撰のほうもかなり目につく。評者の知る例を少し挙げれば、二〇〇七年に出た『康有為全集』では「保国会章程」を『知新報』第八十五冊から採ったというが、該報該冊はこの章程を収録しておらず、「保国会章程」がはじめて報紙に載ったのは光緒二十四年閏三月十七日の『国聞報』であること、また同じく『康有為全集』が、光緒二十四年七月に内閣学士閣普通武により代奏されたとして『戊戌奏稿』から収録している「請定立憲開国会摺」は、実は日本亡命後に康有為によって改作されたもので、実際に提出された奏摺とは内容が大きく異なり、しかも本物の奏摺は『全集』に収録されていないこと、などがある。近年の中国で進んでいる大規模な史料の整理と出版は、もちろん学界にとって慶賀すべきことだが、その編集の精粗はまちまちだし、たとえしっかりした編集をしていても、完璧なテキストなどは存在しえない。だからどのような史料を利用するにしても、絶えず別のテキストや関連の研究成果に注意すること

が、我々の研究の質を向上させることにつながるだろう。

もう一点は、外国史料を利用することの意義である。本書で明らかになった史実のうち多くのものは、外務省外交史料

館所蔵の文書など、日本側の史料を駆使することによって解明されたものである。外国史料利用の重要性は、外交史においては早くからいわれており、すでに常識になっているとさえいえようが、本書で示されているように、外国史料の利用は内政問題を論じる際にも非常に有効な手段となりうる。特に本書が扱っている時期は、「近代日中関係史上、両国政府が最も熱心に「親善」につとめ」(三二六―頁) た時期であり、在野の知識人や学生も、大量に、かつ長期間にわたって日本で活動をしていた。このような交流の中で生まれた大量の史料を比較的容易に利用できる立場にあることは、日本の中国史学界のもつ大きな強みであろう。本国における史料の利用や、中国語文献への理解についていうならば、我々はどうしても中国人の研究者にはかなわない面があると思うが、日本に残された史料を発掘整理し、これを基礎として新たな視点を提示していくことも、我々が今後中国史研究においてなすべき貢献の重要な一部分といえる。

近代東アジアにおける各国間の相互関係は、近年の歴史学界でもホットなテーマであるだろう。山室信一による「思想連鎖」概念の提出⁸⁵など、現在は思想史がこの分野の研究をリードしているようにみうけられるが、今後はこの連鎖によって

もたらされた思想が、いかに当時の制度や人間の行動に影響しているか、いわば「制度連鎖」や「行動連鎖」についても、研究を進めていくことが必要となるに違いない。⁸⁶このような潮流の中にあつて出版された本書は、研究手法の面でも、また明らかにされた個々の史実の面でも、今後たえず参照されるにたえる業績である。

なお日本においてこの分野の新しい研究成果の出版は研究書に集中しており、これらを取り入れた一般向けの書籍の出版は、二〇〇五年に岩波新書の一冊として出た山室信一『日露戦争の世紀』等のごく少数にとどまっている。学術書と一般書の区別が、現実にはつきりと存在する日本において、このことはやはり問題なのではないか。冒頭にも述べたように、中国を知ることが日本にとって避けがたい課題となっている今日において、研究者だけでなく、ひろく中国に関心を持つ人々の関読にたえる書物を世に問うていくことも、我々中国研究に従事する者の責任となつていくだろう。

東京 研文出版 二〇一一年八月 三六二+xvii頁

註

- (1) 武田泰淳「支那文化に関する手紙」(もと『中国文学月報』五八、一九四〇年。いまは『武田泰淳全集』第十一卷、筑摩書房、一九七一年、二四〇頁、による)。
- (2) 楊天石の論文は、「翁同龢罷官問題考察」(楊氏『晚清史事』中国人民大学出版社、二〇〇七年)、宮古文尋の論文は、「翁同龢の免職帰郷事件に関する一考察」(『上智史学』五五、二〇一〇年)。
- (3) 茅海建『從甲午到戊戌・康有為「我史」鑿注』(三聯書店、二〇〇九年) 光緒二十四年、四一七頁―四一九頁。
- (4) 中国史学会主編『戊戌変法』(神州国光社、一九五三年) 第三冊 訳稿、字林西報週刊、中国的危機、五〇九頁。
- (5) 馬忠文「張蔭桓与戊戌維新」(王曉秋・尚小明主編『戊戌維新与清末新政』北京大学出版社、一九九八年)、同「翁同龢薦康」説質疑」(王曉秋主編『戊戌維新与近代中国的改革——戊戌維新一百周年国際學術討論會論文集』社会科学文献出版社、二〇〇〇年)、同「翁同龢薦康」説考辨——翁、康關係再認識」(常熟市人民政府・中国史学会編『戊戌変法与翁同龢』中央文獻出版社、二〇〇〇年)。なお康有為の光緒帝への推薦に関して、翁同龢が自ら康・梁を推薦したと述べている書簡が存在するが(初載は『光明日報』一九五五年七月二十一日)、この書簡の内容には事実には合わない点があり、夙に偽作ではないかとの疑問が提出されている(黄彰健『戊戌変法史研究』中央研究院歴史語言研究所、一九七〇年、四九九―一五〇頁、孔祥吉「關於翁同龢一封密函的訂正」前掲『翁同龢与戊戌変法』)。それにもかかわらず、数年前に出版された謝俊美編『翁同龢集』(中華書局、二〇〇五年)が、諸家の疑義については何の注記もせず、

- これをそのまま収録しているのは(上冊、函稿、致慶寿恒密函、四八五頁)、はなはだ遺憾なことと言わざるをえない。
- (6) 仲偉行編著『翁同龢日記』勘誤録 附「甲午日記」(上海古籍出版社、二〇一〇年)。
- (7) 孔祥吉「翁文恭公日記」稿本与刊本之比較——兼論翁同龢対日記的刪改」(孔氏「清人日記研究」広東人民出版社、二〇〇八年)。
- (8) 謝俊美「翁同龢日記刪削改纂影印出版的真相」(翁同龢紀念館編『二十世紀翁同龢研究』蘇州大学出版社、二〇〇四年)。
- (9) 『戊戌変法』第一冊、專著(三)、驟舍探幽録、光緒二十四年九月初二日、五〇三―五〇四頁。
- (10) 茅海建「戊戌変法期間光緒帝对外観念的調適」(茅氏『戊戌変法史事考』三聯書店、二〇〇五年、四四〇―四四二頁)。なおこの国書の全文は、故宮博物院輯『清光緒朝中日交渉史料』巻五十二(三七〇八) 致日本国国書稿(文海出版社影印本、下冊、九九四頁)。
- (11) 拙稿「光緒初年の対朝鮮政策における早期改良派の活動」(『名古屋大学東洋史研究報告』三三、二〇〇八年)。
- (12) 李細珠「張之洞庚子年何曾有過帝王夢——与孔祥吉先生商榷」(馮天瑜・陳鋒主編『張之洞与中国近代化』中国社会科学出版社、二〇一〇年。もと『近代史研究』二〇一〇―一三、孔祥吉「再釈張之洞帝王之夢——兼答李細珠先生」(『近代史研究』二〇一〇―一五。なおこの文章は前掲『張之洞与中国近代化』にも「為張之洞積夢——兼答李細珠諸先生」として収録されるが、同論文集に収録された別の孔氏の論文と内容が重なる部分を省略している。なお本章の補論である「義和団時期の張之洞の帝王志向」への批判に答えて)は、やはり『近代史研究』に発表された文章を要約したものの)。

- (13) 苑書義「評鮮為人知的『総理史実訪問記』——兼論孫中山与劉学詢的關係」(『河北師範大学学报(哲学社会科学版)』三〇一—二〇〇七年)。
- (14) 張之洞と呉祿貞の關係については、孔祥吉「日本檔案中の張之洞与革命党——以呉祿貞事件為中心」(前掲『張之洞与中国近代化』)を参照。
- (15) 楊天石「章太炎的『支那亡国二百四十二年紀念会啓』——讀日本外務省檔案」(前掲『晚清史事』)。
- (16) 永井算巳「陳天華の生涯」(永井氏『中国近代政治史論叢』汲古書院、一九八三年)、楊天石「陳天華的「要求救亡意見書」及其被否定經過——讀日本外務省檔案」(前掲『晚清史事』)。
- (17) 周作人『魯迅的故家』秋瑾(河北教育出版社、二〇〇二年、二二—三五頁)。
- (18) 劉晴波、彭国興編、饒懷民補訂『陳天華集』(湖南人民出版社、二〇〇八年)一六一—一六五頁。
- (19) 島田慶次「辛亥革命期の孔子問題」(島田氏『中国思想史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇二年、五七四—五七八頁)。
- (20) 陳寅恪の發言は、陳氏『寒柳堂集』(上海古籍出版社、一九八〇年)、讀吳其昌撰梁啓超伝書後、一四九頁。
- (21) 「訳書局章程」は、夏晔虹輯、『飲冰室合集』集外文(北京大学出版社、二〇〇五年)上冊、四二—四四頁、『大東合邦新義』序は、同書、一五一—一六頁。
- (22) この点については、羅志田「林紆的認同危機与民初的新旧之争」(羅氏『權勢轉移——近代中国的思想、社会与学術』湖北人民出版社、一九九九年)を参照。
- (23) これについては砂山幸雄責任編集『新編 原典中国近代思想史第7卷 世界冷戦のなかの選択——内戦から社会主義建設へ』(岩波書店、二〇一一年)に収録される、儲安平「共產党

について」への中村元哉による解説(五一頁)を参照。本文でいう最近の『儲安平集』とは、張竟無編『儲安平集』(東方出版社、二〇一一年)のこと。

(24) 「保国会章程」は姜義華・張崇華編校『康有為全集』(中国人民大学出版社、二〇〇七年)第四集、五四—五六頁、「請定立憲開国会摺」は、同書、四二四頁。「請定立憲開国会摺」の改作前の真摺は、孔祥吉編著『康有為變法奏章輯考』(北京図書館出版社、二〇〇八年)三四四—三四八頁。

(25) 山室信一「思想課題としてのアジア」(岩波書店、二〇〇一年)。(26) すでに公開されている成果としては、曾田三郎『立憲国家中国への始動——明治憲政と近代中国——』(思文閣出版、二〇〇九年)等がある。

(やおたに あきよし 名古屋大学大学院文学研究科研究生)